

令和8年度福岡市地下鉄車内・駅構内警備業務委託仕様書

第Ⅰ章 総 則

I 適用範囲

この仕様書は、福岡市交通局（以下「発注者」という。）車内及び駅構内（以下「駅」という。）における、警備業務委託の履行に適用する。

2 履行場所・名称

①福岡市地下鉄空港線

姪浜駅（福岡市西区姪の浜四丁目8番1号）
～福岡空港駅（福岡市博多区大字下臼井）

②福岡市地下鉄箱崎線

中洲川端駅（福岡市博多区上川端町）
～貝塚駅（福岡市東区箱崎七丁目1番1号）

③福岡市地下鉄七隈線

橋本駅（福岡市西区橋本二丁目）
～博多駅（福岡市博多区博多駅中央街）

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 関係法規等の厳守

本委託の履行において、受注者は以下の法令、規程、その他関連法規を厳守しなければならない。

- (1) 鉄道事業法
- (2) 警備業法
- (3) 労働基準法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) その他、福岡市交通局が定める規程及び要領

5 提出書類

受注者は、福岡市交通局契約事務規程に定める書類及び以下の書類を提出すること。

- (1) 業務遂行責任者通知書
- (2) 警備計画書
- (3) 従事者名簿
- (4) 緊急連絡体制表
- (5) 警備業務日報
- (6) 警備業務月報
- (7) その他発注者が別に指示する書類

6 業務遂行責任者

受注者は、本委託を履行するにあたり、業務遂行責任者を定め、契約後速やかに発注者へ届け出ること。変更が生じた場合も同様とする。

7 警備計画書の提出

受注者は、本仕様書その他関係図書及び発注者の職員の指示等により警備計画書を契約後速やかに作成提出し、発注者の承諾を得た後警備に着手するものとする。

8 従事者の承諾

受注者は、本委託を履行するにあたり、従事者の名簿を契約後速やかに発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。従事者に変更が生じた場合も同様とする。また、発注者の求めに応じて経歴書を提出すること。なお、発注者が業務上不適格と認めた従事者については、その承諾を取り消すことがある。

9 緊急時の体制及び対応

(1) 緊急時の体制

受注者は、駅構内における緊急事態の発生に備えて、緊急連絡体制を確立しておくと共に緊急連絡体制表を契約後速やかに提出すること。また、緊急連絡体制の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更した内容を提出すること。

(2) 緊急時の対応

受注者は、駅構内における異常発生時の対応を行うとともに、緊急連絡体制に基づき関係者への連絡通報を行うこと。また、非常措置を要する場合、受注者は発注者に協力してこれに対処すること。

10 警備業務日報

受注者は、警備業務日報を作成し、毎日発注者に提出すること。ただし、提出が土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）の場合は翌営業日に提出すること。

11 警備業務月報

受注者は、警備業務日報をまとめた警備業務月報を作成し発注者に提出すること。

12 疑義の解釈

この仕様書に記載されていない事項、または内容について疑義がある事項については、必要に応じて発注者・受注者協議の上、処置するものとする。

第2章 委託業務内容

I 警備の方法

- (1) 車内・駅構内における巡回警備とする。
- (2) 各駅において以下の勤務を原則とする。

本提案競技における警備業務の詳細な時間帯については、セキュリティ上の観点から公表は行いません。提案競技実施要領18「問い合わせ先」に記載のE-mailアドレス宛に、電子メールでお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際は、件名を『【提案競技】警備業務時間帯照会』とし、本文には、事業者名・担当者氏名・連絡先・照会内容を記載してください。記載漏れがある場合は、回答できない場合があります。

- (3) 履行場所において痴漢盗撮等の犯罪行為が発生した場合、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、警備の方法を見直すこと。

2 委託業務の概要

(1) 巡回警備

- ア 痴漢盗撮防止
- イ 盗難防止
- ウ 不法不良行為の防止
- エ 非常時における通報連絡等

3 警備員

- (1) 本委託に従事する全ての警備員は、警備業法第2条第1項第1号及び第4号の警備業務の両方を行えること。
- (2) 健康で体力的に問題の無いこと。
- (3) 業務中は制服及び名札を着用すること。
- (4) 警備員の変更等の場合は事前に発注者と協議し、少なくとも3営業日前までに文書にて報告すること。

4 警備要領

警備にあたっては、業務上発注者の代務者として、善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、発注者の信用と名誉を毀損しないようにすること。

また、勤務中あるいはその他により知り得た秘密事項を他に漏洩しない義務を負っていることを深く認識し、下記業務の遂行にあたるものとする。

(1) 防犯、盗難防止

- ア 駅構内・車内を徘徊する不法不良行為者の対応。
- イ 駅構内・車内の巡回による不法不良行為の未然防止。

(2) 地下鉄・駅利用者等への対応

- ア 痴漢盗撮行為等の相談があった場合は、相談者に親身に寄り添った対応を行い、必要に応じて駅係員、警察等へ連絡すること。
- イ 体調不良者や挙動不審な人物、お客様からの問い合わせがあった場合は、適切な対応を行い、必要に応じて駅係員等へ連絡すること。

(3) 非常時における通報連絡等

契約締結後、発注者が示す緊急連絡系統図をもとに行うこと。

(4) 記録類の作成及び休憩

ア 警備業務日報等の作成や警備員間の引継ぎ、及び警備員の休憩については、下記の場所を利用できるものとする。

- ・ 博多駅筑紫口改札内空き店舗

イ 当該場所の室内環境の管理（防寒対策、熱中症予防を含む）ならびに必要な備品の準備・維持・撤去については、発注者と協議の上、受注者において対応するものとする。

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とする。なお、警備時間内において、警備を目的とした駅間移動にかかる地下鉄乗車料金は不要とする。

(1) 緊急対応等で応援に駆けつけた警備員に要する費用

(2) その他本警備に要する一切の費用

6 巡察

受注者は、警備員の警備実施状況を監察、指導するための巡察を隨時実施し、警備員としての能力向上を図ること。なお、巡察を実施した場合は警備業務日報及び警備業務月報に記載すること。

7 損害の賠償

警備業務遂行中、受注者の過失（債務不履行その他、受注者の職員の過失及び不法行為に関する受注者の使用者責任を含む。）により発注者または第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償するものとする。

履行確認等に関する特記仕様書

1 確認資料の整備及び提出について

- ・業務委託料の支出にあたり従事者の勤務状況を確認するため、受注者の負担により出勤簿、タイムカード等の勤怠状況に係る書類を整備し提出すること。

2 現地調査について

- ・業務委託の内容が適切に履行されているか確認するため、発注者が必要と判断した場合には、事前予告なく当該業務の履行に関連する受注者の施設等を現地調査することがある。この場合、受注者は誠実に応じること。

3 不正請求が発覚した場合の対応について

- ・受注者が虚偽の書類の提出等不正な手段により業務委託料の支払いを受けたときは、契約書の規定に基づき違約金を支払う必要があるほか、競争入札参加停止等の措置を行う場合がある。